

新規競争的研究資金制度一覧

別表2

以下のすべての制度に関し、競争的研究資金の定義(注1)を満たしていることを確認済。これに加えて、下記の各制度毎にそれぞれ以下のような改善措置をとることを競争的研究資金制度として認めるための条件とした。
 (注1:競争的研究資金とは、資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金をいう。)

省庁名	注2	制度名	競争的研究資金制度として認めるにあたって、とるべきこととした改善措置
内閣府	*	食品健康影響評価研究に必要な経費	・間接経費の措置を進める。 ・独立した配分機関による配分を検討する。 ・PD・POを設置する。
		沖縄産学官共同研究の推進	・間接経費の措置を進める。 ・独立した配分機関による配分を検討する。 ・PD・POを設置する。
文部科学省	*	キーテクノロジー研究開発の推進(ナノテクノロジー融合、社会のニーズを踏まえたライフサイエンス、次世代IT)	・新規提案の「ナノテクノロジー・材料を中心とした融合新興分野研究開発」、「社会のニーズを踏まえたライフサイエンス分野の研究開発」、「次世代IT基盤構築のための研究開発」を統合する。 ・間接経費の措置を進める。 ・独立した配分機関による配分を検討する。 ・PD・POを設置する。
	*	地球観測システム構築推進プラン	・間接経費の措置を進める。 ・独立した配分機関による配分を検討する。 ・PD・POを設置する。
	#	独創的シーズ展開事業	・既存の「大学発ベンチャー創出推進のための事業」と新規提案の「委託開発事業(競争的資金型)」、「独創モデル化プログラム」、「権利化試験」を統合する。 ・間接経費の措置を進める。 ・PD・POを設置する。
		21世紀COEプログラム	・中間評価を厳正に行い、その結果を、事業費の増減、事業の中止及び新規採択案件との入替えなどの形で反映させ、17年度以降の制度運営の競争性を確保する。 ・間接経費の措置を進める。 ・PD・POを設置する。
		地域結集型共同研究事業	・間接経費の措置を進める。 ・PD・POを設置する。
		重点地域研究開発推進事業	・間接経費の措置を進める。 ・PD・POを設置する。
	*	原子力システム研究開発委託費	・経済産業省の「革新的実用原子力技術開発事業」と公募窓口を一本化し、必要に応じ合同審査を実施するなど、一体的な運営を行うよう努める。 ・間接経費の措置を進める。 ・独立した配分機関による配分を検討する。 ・PD・POを設置する。
農林水産省	#	農林水産・食品分野における民間研究助成	・既存の「民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業」と新規提案の「地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業」を統合する。 ・間接経費の措置を進める。 ・独立した配分機関による配分を検討する。 ・PD・POを設置する。
経済産業省		大学発事業創出実用化研究開発事業	・間接経費の措置を進める。 ・PD・POを設置する。
		石油・天然ガス開発・利用促進型事業	・間接経費の措置を進める。 ・PD・POを設置する。
		地域新生コンソーシアム研究開発事業	・産業政策推進部署と採択審査担当部署とを別々の部署とする。 ・間接経費の措置を進める。 ・独立した配分機関による配分を検討する。 ・PD・POを設置する。
		革新的実用原子力技術開発事業	・文部科学省の「原子力システム研究開発委託費」と公募窓口を一本化し、必要に応じ合同審査を実施するなど、一体的な運営を行うよう努める。 ・間接経費の措置を進める。 ・独立した配分機関による配分を検討する。 ・PD・POを設置する。

(注2) * 新規制度
 # 既存の競争的研究資金制度に新規制度を統合したもの
 無印は、既存予算制度に改善措置をとることにより、新たに競争的研究資金制度としたもの